



プール アメニティ

第6号

発行 平成6年12月1日

発行者 社団法人日本プールアメニティ施設協会

東京都新宿区新宿5-17-2

TEL 03-3209-0447

FAX 03-3209-6076

平成六年度 第五回総会開催

平成六年十一月二十二日
(火)、東京都千代田区の飯
田橋会館にて、第五回通常
総会が開催された。

定刻に至り事務局長 郷
原 巖は開会を宣し、総会
の開催に必要な定足数を満
したので、本会は有効に成
立した旨を宣言し、竹中
会長挨拶、来賓厚生省生活
衛生局企画課 金井課長補
佐の祝辞の後、事務局か

会長就任あいさつ



会長 野崎 貞彦

近年、生活の質の向上が
求められている中で、プー
ルに対する国民のニーズは
多様なものとなり、教育や
体力向上の場のみならず、
憩いやレジャーの場、そし
て健康増進の場として、ま
た失われた機能を回復する
リハビリテーションの場と
して、幅広く活用されるよ
うになってきております。
こうした中で、プールの
衛生基準や快適性について
も、より高い水準が求めら
れるようになってきたこと
から、厚生省はプールの衛
生基準について新技術など

を含め、内容を大幅に拡充
した基準を平成4年に通知
されるなど、目的を得た指導
が行われるようになりまし
た。
現在、プールは全国で約
4万あると言われておりま
すが、その衛生水準や快適
性の向上を実現していくた
めには、施設設備の充実と
ともに、より専門的な知識
を備えた人が必要となっ
てきております。
プールの設備管理を行う
事業者やプール関連機器
メーカー等の関係者が一堂
に会して、プールの衛生水
準及びアメニティの向上に
関する調査研究等を行うこ
とを目的とした社団法人
プールアメニティ施設協会
の活動は、健康増進の面か
ら注目されており、会長
職は大任と考へます。
プールの水質基準、施設
基準及び維持管理水準を
プール運営の現場に広く反
映させるよう、よりよいプ
ールを求めて、プール関連
機器に関する基準を作成普
及し、維持管理運営のため
の専門的知識を持つ人材を
養成すること等に取り組
みたいと思ひます。
今後、国民のニーズの多
様化に対応した新しいプー
ルのあり方を普及する等、
数多くの事業を積極的推進
するにあたり、関係各位の
ご協力を願つてやみません。
最後に、本日お集まりの
皆様方より一層のご健勝
と益々のご発展を祈念いた
しまして、会長就任のごあ
いさつとさせていただきます
第5号議案 運営委員会の

設置について
定款に規定はないが、理
事会の指示、委任を受け、
会務の執行を指示、委任の
範囲において執行する。委
員および委員長、副委員長
は理事会の承認を得て会長
が指名すること、付帯決
議を含めて、全会一致で承
認された。
運営委員会の案件につ
いては、次回総会に定款の一
部変更を検討し理事会は提
案すること。
第6号議案 議事録署名
人選任の件
議長から議事録署名人を
指名したい旨述べたところ
、満場異議なく賛成があ
つたので、議長は、次の2
名を議事録署名人に指名
し、全会一致で承認された。
株式会社 フジタ
長 島 弘 典 氏
三菱電機株式会社
高 原 博 文 氏
報告事項
1 竹中会長辞任について
本総会直前に開催された
理事会において、総会の終
了をもって、会長を辞任す
る旨竹中浩治理事より、意
志が表明され、全会一致で
了承されたこと報告があ
り、全会一致で了承した。
2 野崎理事、会長就任につ
いて
本総会直前に開催された
理事会において、野崎貞彦
理事が、会長に全会一致で
選任され、本人から就任承
諾を得たので、本総会終了
後に就任することの報告が
あり、全会一致でこれを了
承した。
3 濱田理事、副会長就任に
ついて
副会長に濱田 昭理事を
全会一致で選任し、副会長
を2名とすることとした
旨、報告があり、全会一致
でこれを了承した。
以上をもって、第五回通常
総会の議案全部の審議を終
了したので、16時45分、議
長は開会を宣し、解散した。

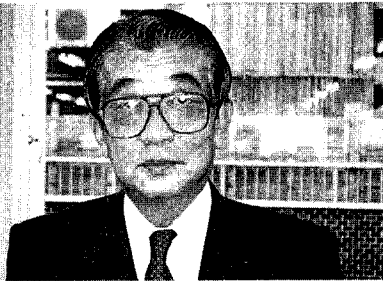
新任理事紹介

全国市長会

社会文教分科会委員長

岐阜県多治見市長

加藤 直 樹



泳ぐ能力を身につけるた
めのプールから始まり、健
康の増進や休養等利用形態
が広がっていくなかで、

全国町村会

行政部会長

長崎県野母崎町長

高 平 米 雄



プールは教育や体力向上
の場のみならず、憩いの場
として健康増進の場とし
て、また失われた機能を回
復訓練する場として、健泳
の町づくりなど、広く国民
に親しまれる存在となり、
その数も急速に増加してき
ている。
国民の健康指向や今後の
余暇時間の増加を考へれ
ば、国民に親しまれる施設
として、プールはこれまで
以上に身近なものとして、
国民生活に不可欠になって
いくものと考へられる。当
協会の理事として、より快
適なアメニティプールの実
現に協力したい。

健 泳

今年も余すところ一ヶ月
となった。健泳の町づくり
に取組んで早や十年、一昔
である。十年で大きく変っ
てきた事に、健康に大多數
の人が関心を払うようにな
った事があげられる。
都市型の生活に多くの入
り参加するに至り、摂取
するエネルギーと消費する
エネルギー(人のカロリー
収支)の差が大きくなって
きた。結果として、肥満な
どが増加し、成人病の温床
は確実に増加している。
生産主導型都市において
は、充分なパブリックス
ペースは確保されず、公園
や緑地も少ない状況が我が
国では、継続していると言
えよう。
適切な有酸素運動は、健
康な生活を保つためには、
必要不可欠であり、この知
識は、広く普及していると
考へても良いと思はれる。
泳ぐことは、有効な有酸
素運動であり、運動施設で
あるプールは、建築物の多
層化、高層化といまっ
最も身近な存在となってい
る。
競技目的のプールと異な
り、健康増進型プールは、
先ず楽しくなければなら
ない。なぜならば、有酸素運
動は継続してこそ、健康に
役立ち、成人病等に効果的
な役割をはたす。
毎日、毎週、行つて楽し
い施設、アメニティが確保
された施設こそ、高齢化社
会に必要なインフラではな
いかと思ふのは小生のみで
すかね!!
年末にあたり、アメニテ
ィプールの増えることを望
み、来年も良き年であり、
健康で泳ぐことを更に推進
する決意である。



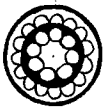
祝辞を述べる厚生省生活衛生局企画課 金井課長補佐



熱心に審議する会員



辞任のあいさつをする竹中前会長



⑧ 手足口病
学校低学年にみられる。

⑨ 伝染性膿痂疹(とびひ)
黄色ブドウ球菌の飛沫感染により、皮膚に1〜2mmの小さな水疱ができて、1〜2日後には指頭大まで増大し膿が出るものもある。感染者の出入水禁止とタオルの共用禁止を厳守する。

⑩ 足白癬(みずむし)
足白癬という真菌が原因で、更衣室やプールサイドの床に落下した保菌者の落屑が付着することにより、足底や趾間にビラン、水泡、肥厚が生じる。更衣室等の床の清掃と乾燥に注意する必要がある。

⑪ ウイルス性肝炎
流行性のあるA型肝炎と、血や接触を介して感染するB型、C型、D型、その他があるが、プールではA型が問題となる。15〜50日の潜伏期で、全身倦怠感や食欲不振などのカゼや胃腸炎様症状で発症し、後に肝機能障害のため黄疸が生じる。致死率は0.2〜0.3%だが症状の出ない不顕性感染も多い。

⑫ 細菌性赤痢
最近では減少したが、なお年間1000人ほどの発生をみている。赤痢菌が大便を介して感染するのが原因である。潜伏期は2〜4日で、全身倦怠感や食欲不振、腹部不快感をみ、悪寒とときに戦慄(ふるえ)と発熱があることが多い。頭痛や腹痛、関節痛を伴うこともある。発熱に前後して腹痛や下痢、嘔吐などが現われる。2〜3日で解熱することが多い。便は1日に数十回、2〜3回、いわゆる洗り腹で、粘液や血便、膿が混じり、水様や泥状のことも少なくない。最近では軽症の下痢のみのことも多い。

⑬ 腸チフス、パラチフス
わが国では最近あまり見られなくなった。主として旅行者が海外より持ち込むことが多い。プールでの発生はほとんど問題とならなくなっている。サルモネラ菌群のうちチフス菌とパラチフス菌により、患者や保菌者の大便を介して感染する。

⑭ 熱射病
運動後などに熱のため体温調節中枢が失調することになる。42℃の体温上昇と発汗停止、血圧上昇、速く大きな脈拍などの症状から全身が熱い、めまいや昏睡に至ることもある。死亡率も高い傾向にある。

⑮ 熱けいれん
大量の発汗後に多量に飲水したことで、血中のナトリウムが不足し起こる。筋肉に有痛性のけいれんを生じるが、体温や血圧は正常である。

⑯ 熱虚脱
体表の温度の異常な上昇により皮膚血管が拡張し、このため心臓へもどる血液量が減少し、末梢循環不全つまりショックを呈する。血圧低下と速く弱く脈、多量の汗がみられるが、腋下的な深部体温は正常である。めまいや意識消失をみることがある。

環境による障害

環境は快適さとも関連してくるが、衛生上問題となることは少なくない。特に日光、照明、温度、空調には注意を要する。

(1) 日光の問題

最近では屋内プールが多くなってきているので、あまり日焼け(日光皮膚炎)も問題とならなくなってきた。しかし、重症例や頻回例では皮膚の老化や皮膚癌の発生原因になりうる。予防のためには、日除けのある休憩場所を用意し、日光に長時間肌をさらさないようにする。

(2) 照明の問題

照明によって直接傷病にはかからないが、転倒防止や水事故防止など遊泳者の安全確保の意味で十分かつ適切な照明装置が設置・維持されなければならない。また、遊泳者の快適性にも影響し、あまりにも暗い照明では不安感が高まり、人によっては後に述べる過換気症候群を誘発する場合もある。施設によっては水中照明を設置しているところもある。

(3) 温度の問題

プールの水温は高すぎると体力の消耗が大きく不快を感じ、低すぎると体温

を奪われ筋肉の硬直なども起こる。原則として22℃以上とすることが適当であるが、皮下脂肪が少なく皮膚の薄い乳幼児では低体温症など温度の影響を受けやすいので、ベビースイミングのコース開催時には温度管理に特に注意する必要がある。室温も同様に考慮しなくてはならない。

【熱中症】

外からの熱で体温が急激に上昇して生じる。病型には熱射病(日射病を含む)、熱けいれん、熱虚脱、熱衰弱がある。

① 熱射病

運動後などに熱のため体温調節中枢が失調することになる。42℃の体温上昇と発汗停止、血圧上昇、速く大きな脈拍などの症状から全身が熱い、めまいや昏睡に至ることもある。死亡率も高い傾向にある。

② 熱けいれん

大量の発汗後に多量に飲水したことで、血中のナトリウムが不足し起こる。筋肉に有痛性のけいれんを生じるが、体温や血圧は正常である。

③ 熱虚脱

体表の温度の異常な上昇により皮膚血管が拡張し、このため心臓へもどる血液量が減少し、末梢循環不全つまりショックを呈する。血圧低下と速く弱く脈、多量の汗がみられるが、腋下的な深部体温は正常である。めまいや意識消失をみることがある。

④ 熱衰弱

高温に長時間さらされて起こる。いわゆる「暑さ負け」である。倦怠感や食欲不振などがみられる。

【低体温症】

周囲の温度が低いことにより体温が奪われ、体の熱

安全対策と事故防止

事故は不注意によるものが多いが、設備の構造上の欠陥や破損箇所のために誘発されるものも少なくない。このため、プールにおいても利用者の立場になって使いやすさを考えたり、常に設備の破損箇所を目を配る必要がある。例えば、最近では高齢者や妊婦で水泳を楽しむ人が増えてきたが、従来のラダー・ハンドルによる入水方法はこのような利用者にとって本当に安全であらうか。時間帯によっては臨時にでもスロープや階段状の入水路を設けたほうがよいのではないだろうか。また、シャワーの温度調節が複雑で全ての利用者には理解しがたいものであったり、故障していれば、いきなり熱湯を浴びてやけどをおう危険があるだろう。タイルの破損箇所や水中に破片があり怪我をするようであれば早急に修理や清掃が必要となってくるだろう。

(4) 空調の問題

屋内プールはそれぞれの施設により条件が異なるので換気回数などを一律に規定することはできない。塩素臭や利用者数などの状況により適時対応し、十分な能力のある換気設備を設ける必要がある。この際、建造物の衛生基準である炭酸ガス濃度0.1%を屋内の空気環境の目安とするが、維持管理上では運用値の上限を0.15%とするのが実務的である。

また、吸気の取り入れ口はなるべく清浄に外気を取り入れることができる位置に設けるべきである。

(5) 過換気症候群

不快な環境や温度の運動からくる疲労などにより不安や興奮、パニック状態となり、呼吸が速く粗い過換気の状態を起す。血中の二酸化炭素が必要以上に減少するために、呼吸のリズムが狂い、このために呼吸困難や手足のしびれ、けいれんが生じ、さらには意識消失に至る。

特に若い神経質女性に多いが、周囲の状況に影響されやすいので、環境や指導者、施設管理者などの態度にも注意する必要がある。

平成5年遊泳用プール調査の結果等について

厚生省生活衛生局企画課長

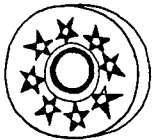
標記については、「特定建築物に対する立ち入り調査等の状況の調査について」(平成5年12月22日付衛企第156号本職通知)により依頼したところであるが、このたび、遊泳用プールに係る調査結果を別添1のとおり取りまとめたので、参考まで送付する。

なお、遊泳用プールの衛生管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成4年4月28日付衛企第45号厚生省生活衛生局長通知)に基づき、その衛生確保に格別な御配慮を御願いしているところがあるが、今回の調査結果では、管理責任者及び衛生管理者の設置状況等、遊泳用プールの実態等についての把握が十分になされていない向きがあるとともに、管理責任者等が設置されていない施設も多く見られることから、貴職におかれては、下記の点について関係者への御指導方よろしく御願ひする。

記

- 1、管理責任者及び衛生管理者が、未設置の遊泳用プールに対しては、管理責任者等の設置に努めるとともに、特に衛生管理状況の徹底について指導されたいこと。
- 2、衛生管理者の資格については、「遊泳用プールの衛生管理者について」(平成4年12月11日付衛企第122号本職通知)において示しているところであるが、社団法人日本プールアメニティ施設協会により別添2のとおりプール衛生管理者講習会が開催される予定であるので、活用されたいこと。(4面に掲載)

別添1は
第5号掲載



新川ビル7階
日機装エィコー株式会社
〒170 東京都豊島区東池袋
4丁目24番3号
理水化学株式会社
〒530 大阪府大阪市北区南
森町1丁目4番10号
株式会社社東工業
〒105 東京都港区東新橋1
丁目2番14号
株式会社三協
〒480-102 愛知県西春日井
郡豊山町大字豊場字野田112
番地

株式会社荏原製作所
〒14 東京都大田区羽田町旭
町11番1号
ヤマハ発動機株式会社
〒438 静岡県磐田市新貝2500
番地
コマツ化成株式会社
〒153 東京都目黒区大橋1
丁目6番3号
株式会社INAX
〒479 愛知県常滑市鯉江町
5丁目1番
日本カリーット株式会社
〒100 東京都千代田区丸ノ

會長	野崎 貞彦	日本大学医学部教授（公衆衛生）
副會長	松田 禎夫	三菱電機株式会社 取締役
副會長	濱田 昭	昭和大学薬学部名誉教授
專務理事	郷原 巖	事務局長
常任理事	高橋 徹	有限会社綾徹 代表取締役
理事	加藤 直樹	全国市長会社会文教分科会委員長
理事	高平 米雄	岐阜県多治見市長
理事	玉利 齊	全国町村会理事
理事	（財）日本健康スポーツ連盟	理事長
理事	（財）長崎県野母崎町	町長

委員長	野崎 貞彦	日本大学医学部教授
副委員長	井上 宇市	早稲田大学理工学部名誉教授
委員	金井 雅利	〒166 杉並区本天沼2-13-6 更生生活衛生局企画課長補佐
委員	牧野ゆり子	〒100-45 千代田区霞ヶ関1-12-12 厚生省保健医療局健康増進栄養課長補佐
委員	玉利 齋	〒100-45 千代田区霞ヶ関1-12-12 (財)日本健康スポーツ連盟理事長
委員	濱田 昭	〒169 新宿区百人町2-23-25 スポーツ会館内
《教務委員会委員》		
委員長	濱田 昭	昭和大学薬学部名誉教授
副委員長	金井 雅利	〒142 品川区旗の台1-5-8 昭和大学薬学部名誉教授
委員	大山 和彦	〒100-45 千代田区霞ヶ関1-12-12 (株)ピープル 店舗開発部店舗企画課長
		〒107 港区赤坂8-5-30

衛企 第122号
平成4年12月11日
都道府県各政令市特別区
衛生主管部(局)長 殿
厚生省生活衛生局企画課長
遊泳用プールの衛生管理者
について
「遊泳用プールの衛生基
準について」(平成4年4
月28日付衛企第45号厚生省
生活衛生局長通知、以下の
「局長通知」という。)にお
いて、遊泳用プールに衛生
管理者を置くこととされて
いるが、その設置に当たっ
ては、下記の点について御
配慮願いたい。

記
1. (1) 局長通知におい
て、プールにおける安全か
つ衛生的な維持管理の実務
を行わせるため、衛生管理
者を置くこととされている
のは、プールの衛生と安全

“協会の一年” 協会発足二年を終え、平成六年を振り返えると、一年目に比較して、勝るとも劣らない動きがあった。

三月に定款を見直し、更に国民の健康増進につながるアメニティーブル実現への取組を具体化した内容とし、厚生省に申請することとした。（総会決定済、監督官庁の許可を待つのみ。）

四月に事務局長交代
八月に事務所を神田錦町
から、新宿区新宿に移転、
管理費の大幅節減に目途を
つけた。（目標50％節減）

十一月、公営プールの
ユウザー代表として、全国
市長会社会文教分科会委員
会委員長の岐阜県多治見市
の加藤市長と、全国町村会
行政部会長の長崎県野母崎
町の高平町長に、協会理事
に就任していただいた。

設立時より会長を努めて
いただいた竹中浩治先生
が、会長を辞任され、後任
に、日本大学医学部教授の
野崎昌彦先生が就任され、
協会活動の拡大に対応する
べく副会長を二名とし、新
たに、昭和大生薬学部名譽
教授濱田昭先生が就任され
た。三菱電機株式会社松
田取締役と共に副会長二名
制が発足した。更に理事会
の下に、運営委員会を新た
に発足させ、十名内外のメ
ンバーにて、協会活動をセ
ンポートすると共に理事会の
活動を更に具体化する役割
を担う事とした。



2月15日(水)～21日(木) 於 仙台
3月15日(水)～16日(木) 於 東京